

報告事項No. 1 請願第3号

2021年7月19日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満 様

川崎市立高等学校教科書採択についての請願

教科書を考える川崎市民の会

共同代表 畑谷 嘉宏・木村 雅子

川崎市多摩区登戸 3398-1

大樹生命登戸ビル 5階

川崎北合同法律事務所 気付

6月11日より始まった本年の教科用図書展示会では、会場内に腰掛けてゆっくり見本本を読むことのできるスペースが準備されるなど、見本本閲覧に対してのより充実した工夫が見られることに感謝します。

また8月22日に予定される教科用図書選定審議の教育委員会議に際しても、例年の開催方針を継続しより多くの傍聴者の受け入れに努力されていることに敬意を表します。

さて、8月22日の教科書採択審議に関して標記の請願を行いますので、慎重など検討をお願いします。

請願項目

2022年度に川崎市立高等学校で使用する歴史総合の教科書は、5月から6月にかけて各校で教科担当者が調査研究を行い、校内採択候補検討委員会で採択候補欄に「○」印をつけ報告した教科書を採択してください。

請願の理由

1. 去る4月27日に、すでに検定合格をしている歴史総合の教科書で使用されている一部の歴史用語に新たな政府見解が示され、今年度以降の教科書検定の基準に一部変更が生じました。文科省が5月18日に変更内容を教科書出版会社に情報提供したことで、各教科書会社の希望により該当する用語や本文・注釈などに変更があった場合は、8月に各教科書会社から訂正のお知らせが各校に行われると聞いています。

8月に教科書会社から各校に訂正のお知らせを行うためには「6月末までに(必要に応じ)訂正申請」を行うと文科省から日程が示されたそうです。しかし、5月14日に立憲民主党の吉川衆議院議員が文科省教科書課へ行ったヒアリングでは、担当者から「我々が求めているのは、来年4月から使用される見本本だけを念頭に置いたもので、中学で目下使用されているものや採択中の『歴史総合』の見本本については対象としていない」との説明があったそうです。



供給本が対象であれば訂正申請は6月末である必要はなく、場合によっては秋以降の申請もあり得ることになり、8月に入っても用語訂正の全体像は不明である可能性があります。

また、この「6月末までに（必要に応じ）訂正申請」との文言が、十分な内容の確認を経ず流布されたことで、一部の自治体では「歴史総合」の校内選定作業をストップさせるなどの、過剰とも言える対応をしている教育委員会事務局や校長会が出現しているとのこと。

本来、教科書採択は自治体ごとに教育委員会議で定める「採択方針」と「採択手続」に基づき計画的に行われるものですので、教育委員の方々の審議・決定を経ていない方針や日程の変更はあり得ません。市立高校においては、4月27日の第2回教育委員会議で審議・決定された「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」に基づき、各教科で校内の調査・研究を行い、定められた手順により「歴史総合」の複数の採択候補の中で、学校実態に一番適していると判断した教科書に「○」印を付け報告が行われていると思います。

各校の「校内採択候補検討委員会」からは、教科ごとに複数の採択候補教科書を報告していますが「○」印の付されているものが第一希望の教科書であり、「○」印ないものはあくまでも2番手以降の教科書です。8月に入ってから各教科書会社から訂正申請のお知らせを受けても、訂正の全体像が不明なことに加え、そもそも再度の調査・研究を行う時間はありません。

2. 4月27日の新たな政府見解に関しては以下のことが確認されています。

①2014年の教科書検定基準の改訂で「政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合にはそれらに基づいた記述が取り上げられていること」とされ、それが5月18日の文科省が行った教科書会社への情報提供の根拠になっています。

しかし、改訂時に行われた審議では「政府の統一的な見解や判例がある場合には、それらに基づいた記述が取り上げられていることを定めてはどうかということをございます。これは、政府の統一的な見解とは異なる見解を排除するという趣旨ではございませんので、政府の見解と異なる見解を記す場合には、政府の見解はこうであるということにも触れていただくことによって、バランスのとれた理解を児童生徒にさせていただくことになるのではないかと趣旨でございます。」(2013年11月22日 第1回平成25年度教科用図書検定調査審議会 大西企画官)と説明されました。

②5月26日の衆議院文教委員会では、日本共産党の畑野君枝衆議院議員が「政府の統一的な見解や最高裁判所判例に基づいた記述」は「一言一句同じでなくて良いか」と質問し、文科省瀧本初等中等教育局長から「必ずしもそのまま記載することまで求めるものではない。それらの内容を踏まえ

た記述になっているかだ」との答弁を得ています。

- ③政府の統一的な見解と同様に記載が義務となっている最高裁判決については、以下のような点が指摘できます。

上記の畑野議員の質問には、2004年の最高裁判決(アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟)に「軍隊慰安婦」という用語が記述されていることを指摘するものがありました。安中内閣官房審議官や萩生田文科大臣からは、この判決内容は「承知していない」・「存じ上げない」などの回答しかありませんでした。なお、最高裁判決には「強制連行」を認定している2007年の判決(在外被爆者の援護法適用請求)などもあり、政府部内でも十分な検討が行き渡っていないことが実態ではないでしょうか。

- ④4月27日の政府見解は「これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらない」との立場から、「『従軍慰安婦』という表現が軍により『強制連行』されたとの『誤解を招く恐れ』があり、単に『慰安婦』とするのが適切」とする内容でした。しかし、6月10日の神奈川新聞(「時代の正体」)によれば、この決定は「日本政府が発見した資料」の中に、防衛省が管理する1937年に「慰安施設ヲ為シ得ルコトヲモ認ムルヲ要スルニ依ル」との理由で陸軍大臣が決裁した公文書「野戦酒保規定改正ニ関スル件」が、軍が主体的に「慰安施設」を設けたことを証明する公文書にもかかわらず、含まれていないとのこと。この事からも政府内部での調査・検討が不十分であることがうかがえます。

以上の諸点を踏まえたとき、教科書に政府見解に沿った記述が必要だとしても、十分な時間確保もできない中で軽々に判断してはいけないことは明らかだと思います。すでに各学校からは「○」印を付した第一希望の歴史総合の教科書が報告されています。今後の各教科書会社からの用語や本文・注釈の訂正と採択は切り離し、学校現場が強く採択を希望する教科書を採用してください。

なおこの請願についての意見陳述を希望します。